

# 令和8年度（4月1日からの利用）保育所等利用案内

## ～ 西区にお住まいの方へ ～

令和8年4月1日から、認可保育所、認定こども園（保育利用）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）の利用を希望する方への案内です。なお、令和7年度の利用を申請中の方も、令和8年4月1日からの利用を希望される場合は申請が必要です。

必ず、**1**～**5**までご確認ください。

### 1 申請期間・申請方法等（一次申請）

必要書類一式を**郵送またはオンライン**にて提出してください。（詳細⇒**2**へ）

※ 一次申請は**郵送またはオンライン**申請のみです。区役所窓口での受付は行いません。

但し、以下に該当する場合に限り、窓口にて申請を受け付けます。

（ア）障害など個別の支援が必要なお子さんの場合（詳細⇒**3**へ）

（イ）横浜市外の保育所等の利用を希望する方のうち、利用開始日の前日までに、横浜市外へ転出する予定がない場合（詳細⇒**3**へ）

※ 利用開始日の前日までに、横浜市外へ転出する予定がある場合は、転出先の市区町村への申請となります。

申請期間	令和7年10月10日（金）～令和7年11月6日（木）	
申請先	<b>郵送</b> <締切日消印有効> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>〒 231-8350（住所の記入は不要です。） 横浜市こども青少年局 認定・利用調整事務センター宛</p></div> <p>※ 郵送料金に不足が無いようご注意ください。</p>	
	<b>オンライン</b> <締切日23時59分までの送信分が有効> マイナンバーカードが必要です。 詳細は横浜市HP及び利用案内をご確認ください。	
利用調整結果通知書発送日（予定）	令和8年1月26日（月）以降 ※ 通知が届かない場合の電話による結果公表開始は、令和8年1月29日（木）を予定しています。 ※ 利用調整の結果を発送する前に、「教育・保育給付認定決定通知書」を発送する予定です。（すでに教育・保育給付認定を受けている方には送付しません。）	
注意事項	必要書類が申請期間までにすべて揃わない場合、 <b>A給付認定申請書</b> 、 <b>B利用申請書（保育所等用）</b> は11月6日（木）までに必ず提出してください。後日提出した場合、二次利用調整からの対象となります。 ( <b>A</b> 、 <b>B</b> 以外の不足書類の追加提出については、次ページへ)	

## ・不足書類の追加提出

申請締切日までに必要書類の一部の提出が間に合わなかった場合、不足書類を追加でご提出ください。不足書類の提出先及び提出締切日については、詳しくは不足書類があった方へご連絡します。

最終提出期限	令和7年11月28日（金） (郵送：締切日消印有効、オンライン：締切日23時59分までの送信分が有効)
注意事項	締切日を過ぎてから提出された書類については、一次利用調整に反映できません。 一次利用調整後、利用を希望する園に空きがあった場合、二次利用調整を行う際に反映します。

## 2 申請に必要な書類

「令和8年度横浜市保育所等利用案内」16～19ページをご確認ください。

また、必要書類に加えて、次の書類もご提出ください。

- ・提出書類確認票
- ・返信用封筒（110円分の切手を貼り、宛名を記入）※ 郵送申請の方のみ

※ 例年、必要書類の不足不備が多数見受けられます。申請前に必ず提出書類及びその内容の確認をお願いします。

※ 提出書類は、返却できません。（コピーしてお手元に保管されることをおすすめします）

※ 就労証明書等の証明書類は、発行に時間がかかる場合があるため、早めに依頼されることをおすすめします。

※ きょうだいを同時に申請する場合、就労証明書等の添付書類は、一番下のお子様に原本を、上のお子様にはコピーを付けてください。

## 3 区役所窓口での申請 ※ 1の（ア）・（イ）に該当する場合のみ

次の方は区役所窓口での手続きが必要です。

- ※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時45分～午後5時。  
12時から13時の時間や混雑時等は、長時間お待ちいただく場合があります。  
土曜日開庁での受付・相談はできません。

### （ア）障害など個別の支援が必要なお子さんの申請（窓口のみ）

申請前に、個別面談が必要となります。ご予約の上でご来所ください。

面談期日：令和7年10月22日（水）まで

連絡先：西区こども家庭支援課 こども家庭支援担当（区役所2階28番窓口）  
045-320-8402

### （イ）横浜市外の保育所等の利用を希望する方のうち、利用開始日の前日までに、横浜市外へ転出する予定がない場合（窓口のみ）

あらかじめ利用希望先の市区町村に申請締切日や利用要件、必要書類、担当者名、担当部署名、希望園の受入年齢をご自身でご確認の上、お越しください。

必要書類	申請締切日
・申請に必要な書類（「令和8年度横浜市保育所等利用案内」16～19ページ） ・その他希望先の保育所等のある市区町村が求める書類	該当市区町村の申請締切日の 一週間前まで ※ 余裕をもってご提出ください。

## 4 申請期間・申請方法等（二次申請）

一次利用調整を行った結果、定員に満たなかった場合などに、二次利用調整を行います。

申請期間	令和8年1月6日（火）～令和8年2月10日（火）【必着】	
	<b>郵送</b> <締切日必着>	<b>〒 220-0051</b> 横浜市西区中央一丁目5番10号 西区こども家庭支援課 令和8年度保育所二次申請担当宛
申請先	<b>オンライン</b> <締切日 23時59分までの送信分が有効>	マイナンバーカードが必要です。 詳細は横浜市HP及び利用案内をご確認ください。 
利用調整結果通知書発送日（予定）	<b>窓口</b> 西区こども家庭支援課 保育担当（区役所2階27番窓口） ※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時45分～午後5時。 土曜日開庁では受付できません。	
利用調整結果通知書発送日（予定）	<b>令和8年3月9日（月）以降</b> ※ 通知が届かない場合の電話による結果公表開始は、令和8年3月12日（木）を予定しています。	

## 5 問合せ先

### ● 申請書類の書き方・受付の日程等

専用ダイヤル TEL: 045-664-2607

期間：令和8年1月25日（日）まで（土日祝日を含む）

※ 令和7年12月29日（月）～令和8年1月3日（土）を除く。

時間：午前8時～午後8時

### ● 個別の相談先

西区こども家庭支援課 保育担当

〒220-0051 横浜市西区中央一丁目5番10号 区役所2階27番窓口

TEL: 045-320-8472 FAX: 045-322-9875

時間（窓口）：午前8時45分～午後5時

時間（TEL）：午前8時45分～午後5時15分

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く。土曜日開庁での受付・相談はできません。

## その他の注意事項

### ○ 出生前に利用申請をする方

令和8年2月3日（火）までに出産予定で、令和8年4月1日利用を希望する方は、11月6日（木）までの利用申請に加え、出生後、令和8年2月10日（火）までに「出生後届出書」の提出が必要です。期日までに提出がなかった場合は利用調整の対象になりません。

※ 「A給付認定申請書」及び「B利用申請書（保育所等用）」の児童氏名欄は空欄で、生年月日欄は出産予定日を記入してください。また、必ず母子健康手帳（表紙と出産予定日がわかるページ）の写しもご提出ください。

※ 出産予定日が2月3日以降であっても、2月3日までにお子さんが生まれた場合は、4月1日利用の対象となります。実際の出生が2月3日以降になった場合は、4月1日利用の対象となりません。5月以降の利用を希望される場合は、再度、申請書類一式をご提出ください。

### ○ 育児休業中に利用申請（転園申請含む）される方へ

- ・ 育児休業中はご家庭で保育ができるため、原則利用申請ができません。そのため、育児休業中に保育所等の利用申請を行う場合は、育児休業を終了し、現在の雇用先に復職することを前提とした申請となります。
- ・ 保育所等の利用が決まった場合には、利用開始月中に育児休業を終了し、利用開始日の翌月1日までに復職する必要があります。（地域型保育事業等の卒園児が、他の施設に進級後も育児休業中の利用継続を希望する場合を除く。）

（例）4月1日利用開始の方は、4月1日～4月30日の間に育児休業を終了し、5月1日までに復職する必要があります。復職せず育児休業を取得し続けた場合、就労事由として認定ができず、保育所等の利用ができなくなる場合があります。

### ○ その他

内定後の辞退は、他に希望されている方々のご迷惑となります。園の方針等の確認や見学を事前に行っていただき、確実に通うことができる希望園を申請書に記入してください。

### えんさがしサポート☆よこはま保育のご紹介

横浜市では、保護者の方の園選びを支援し希望園の選択肢を広げることを目的に、保護者向け園選びサイト「えんさがしサポート☆よこはま保育」を運営しています。  
見学する園を選ぶ際の参考にご覧ください。

えんさがしサポート☆よこはま保育 横浜市

検索

